

- 1 募集機関 平成 29 年 12 月 25 日（月）から平成 30 年 1 月 24 日（水）まで
- 2 件数 23 件（4 通）
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

No	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
1.	<p>地震災害における建築物アスベスト対策</p> <p>平成 29 年 9 月に環境省「災害時における石綿飛散対防止に係る取り扱いマニュアル」が改定されました。</p> <p>平常時における準備として石綿使用建築物を把握し台帳化し、災害時にはアスベスト台帳等の情報に基づき専門家の協力を得て確認調査をしなければならない。</p> <p>災害時において迅速な確認調査を行うには、環境測定分析機関等の協会と協定を結び災害時の調査活動に備える</p> <p>（平常時における準備として石綿使用建築物を把握し台帳化については「第四次長野県環境基本計画について」に意見を申し上げました。</p>	<p>○ ご意見のとおり、風水害対策編第 2 章第 16 節「危険物施設等災害予防計画」、震災対策編第 2 章第 15 節「危険物施設等災害予防計画」に石綿使用建築物を把握し台帳化することについて記載します。</p> <p>○ ご意見のとおり、災害時に迅速な確認調査を実施するため、専門家と連携することは重要であることから、風水害対策編第 3 章第 21 節「危険物施設等応急活動」に記載します。</p>
2.	<p>被害規模また対策規模等を考えれば、本来地震対策が筆頭に来るべきものと考え</p> <p>る。</p> <p>そもそも、地震災害と他の災害には大きな違いがある点があることは承知のこと</p> <p>と思うが、あえて言わせてもらえば、地震は「不意打ちの災害」であり、発生時期</p> <p>の予測は不可能である。</p> <p>一方、他の災害については（火山災害については、一概には言えないが観測網が</p> <p>整備されればある程度の予測がつくといわれている。注、今回の草津白根山の噴火</p> <p>については、検証結果を待つ必要があるが。）発生の予測がある程度あり、対応策</p> <p>をとる余裕がある点への検討が薄い。</p> <p>また、地震災害（特に、糸静線の北部と中部が動いた場合を想定）では、被害想</p> <p>定が他の災害を凌駕する数値を明記していることから、これへの対策が十分議論、</p> <p>検証されれば、その対応が他の災害に流用できることは、十分可能と考える。</p>	<p>○ 長野県は急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件</p> <p>があり、風水害に対するリスクが高いものと考えております。</p> <p>そういった考えから、風水害対策編を基本として地域防災計画</p> <p>を構成することとしております。</p>

3.	<p>その他の災害でまとめた火災災害については、広域災害として個別に計画すべきと考える。</p> <p>直近の例でいえば、「糸魚川大火」、過去では「酒田大火」、三度発生した「新潟大火」と大規模火災があり個別に検討すべき事柄と言える。(火災の規模については、お調べください。)</p> <p>本来であれば、都市計画と絡めた「火災に強いまちづくり」や発生時における対応、自衛隊への災害派遣要請、近隣県への支援要請、特殊火災対応部隊を保有する東京都への支援要請等検討しなければならない事項があるにもかかわらず、どこにも明記されていない(見方が悪いのか。)</p> <p>当然、生活再建や、がれき除去後の都市再開発等併せて検討すべきと考える。</p>	<p>○ その他災害対策編においては、それぞれの災害対策において特記すべき事項について記述することとしており、ご指摘いただいた自衛隊への災害派遣要請や近隣県への支援要請等の事項については「風水害対策編」を参照することとしております。</p>
4.	<p>トンネル火災に対しての計画がなされていない。</p> <p>火災に入れるか道路、鉄道に入れるかは意見しないが、長野県内は山岳県であることから、新幹線、高速道はもとより数多くの長大トンネルが存在している。</p> <p>過去には、日本坂トンネルや北陸線北陸トンネルでの大規模火災事故が発生しており、多くの方が犠牲になっている。</p> <p>県においても道路公社の三才山トンネル等を間接的に保有していることを考えれば、トンネル火災についても関係機関との連携方策、救出・救援方策等検討しておくべき事柄は、数多くあるものと考えます。</p>	<p>○ ご指摘のありましたトンネル火災については、その他災害対策編の「道路災害対策編」、または「大規模な火事災害対策編」に従い、人命を第一に考え、救急・救助・消火活動に当たってまいります。</p>
5.	<p>風水害編においてはイ【市町村が実施する計画】、また震災対策編においてはオ【住民等が実施する計画】だけでなく、今回、両編で【県が実施する計画】の中に、「保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え」を追記いただいたことに敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。</p> <p>保険・共済は、被災後の生活再建の経済的備えとして大変有効な手段であるが、地震保険・共済の分野では、長野県における加入率は全国的に見ても高いとはいえ、継続した普及啓発活動が必要と考えている。</p> <p>長野県では、昨年より信州地震保険・共済加入促進協議会を立ち上げ、同協議会の下で「加入促進キャンペーン」を実施いただき、当会も協議会会長を担う組織とし</p>	<p>○ ご指摘いただいた個所については、平成 29 年 4 月の防災基本計画の修正に伴い、県地域防災計画に反映したものです。</p> <p>防災基本計画では、「保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え」という記載順序になっておりますので、県地域防災計画上も同様の記載順序とさせていただきます。</p>

	<p>て参加させていただいている。今後も業界として、県と力をあわせて一層の普及活動に努める所存である。</p> <p>また、読みやすさの観点から、例えば以下のとおり修正してはどうか。なお、趣旨には心より賛同しており、あくまで記載順序に関する意見である。</p> <p>現 案：保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 修正案：生活再建に向けた事前の保険・共済等による家庭での予防・安全対策</p> <p>業界としては、発災後に保険金・共済金を、迅速かつ的確に被災したご契約者様にお届けすることが、我々の使命であると考えている。</p> <p>発災後の混乱の中で、迅速に保険金・共済金をお届けするためには、被災者に向けた相談窓口対応や、災害発生直後からの現地調査が必要と思われる。そのため、被災地に入るための緊急車両の手配やスペースの確保等、今後は保険・共済の迅速な支払いに向けた連携についても、ご配慮いただければ幸いである。</p>	
<p>6.</p>	<p>地域防災計画の計画書は県、市町村、関係機関などが災害時に活動する規定であって、市民が理解するものになっていない。</p> <p>従って、この計画書を基にして市民のための手引きを作成する必要がある。</p> <p>組織間の連携、及び、どこも担当しない分野の有無、について計画書全体を再点検すべきである。</p>	<p>○ 長野県では、災害時に取るべき行動等を県民の方に分かりやすく伝えるため、防災ハンドブックを作成し、県ホームページ上に公開しております。</p> <p>http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/bosai/bosai/radio.html</p> <p>○ 計画書全体の再点検については、毎年の修正の際に実施しております。</p>
<p>7.</p>	<p>防災計画は自然が相手だし非日常的な場合への対処なので、完璧を期すことはできない。</p> <p>従って、不十分な点や不足している項目を明記すべきである。それは今後の課題を指摘していることになる。</p>	<p>○ 地域防災計画において不十分な点や、不足している項目については、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えています。</p>

8.	<p>今までの災害において地域防災計画が機能したのか、問題がなかったのかを検証して計画改定に反映させる（つまり PDCA を行う）べきである。</p> <p>今回の改定には、今まで見落としていた点の補足はあるが、実際の災害対応活動（災害発生前のものを含む）の経験が生かされているかどうか不明である。</p> <p>東海地震の予知を踏まえて体制を変えたことに対する影響の検討が不十分である。</p> <p>火山については今後も検討を進めるべきである。</p> <p>原発事故、及び、核燃料や廃棄物の輸送中の事故、を追加すべきである。</p>	<p>○ 長野県地域防災計画は、過去の災害等の教訓等を踏まえ、毎年検討を加えることにより、過去の災害から得られた知見を取り入れるよう努めております。</p> <p>○ 東海地震の予知を前提とした防災対応を改めた新たな防災対応については、現在内閣府を中心として、高知県・静岡県・中部圏経済界をモデル地区として検討を進めており、長野県としては、その検討が終了次第、必要な内容を長野県地域防災計画に速やかに追加していきたいと考えています。</p> <p>○ 原子力発電所の事故に対しては原子力災害対策編にて対策をとる旨記載しております。また、核燃料物質等の輸送中の事故に対しては原子力災害対策編第5章「核燃料物質等輸送事故災害への対応」にて対策をとる旨記載しております。</p>
9.	<p>計画を審議する委員に、福祉関係者を始め、少数派や弱い立場の人に配慮できる人が含まれていない。(注1)</p> <p>この点は多くの災害で問題になって来たにも拘わらず改善されないのは大問題である。</p> <p>(注1)</p> <p>幼児、障害者、高齢者、要介護者、病弱者、外国人(注2)、その他、特別な配慮を必要とする人、及び、その家族。</p> <p>配慮すべき内容は多岐に渡るため、様々な意見が反映されるようにする必要がある。</p> <p>女性に対する一般的な配慮は当然のことなので、敢えて含めない。</p>	<p>○ 長野県防災会議では、松本児童相談所、長野県社会福祉協議会、長野県介護福祉士会といった福祉関係者を委員に委嘱し、災害時要配慮者に配慮した計画となるよう、審議を行っております。</p> <p>○ 修正に当たっては、県民の方から広く意見を求めるため、パブリックコメントを通して意見を募っています。</p>
10.	<p>地域防災計画は都市計画（及び、まちづくりや環境整備など）と密接な関係があるので、それらと連携するようすべきである。つまり、防災上の問題があるような都市計画などを行えないようすべきである。</p>	<p>○ 風水害対策編第25節防災都市計画において、災害時における県民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進めることとしております。</p>

11.	<p>全体が分厚く各編で重複している内容も多い。また、異なった種類の災害が同時に発生することも考えなければならない。</p> <p>従って、共通の項目を集めたものと災害種類ごとに異なる項目を規定したものに再編した方が良い。</p> <p>更に、実際に行うことと理念的なものが明確に解るような記述とすべきである。</p> <p>基本的に実施するための計画として位置付け、実現できないことや意味のない項目は削除すべきである。</p> <p>一方、具体的な対応が必要だが現時点では決まっていないことや検討から欠落しているものについては課題として項目だけでも挙げるべきである。</p>	<p>○ 風水害対策編 第2章第4節、第33節に記載のとおり、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するとともに、地域特性に応じた複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めることとしています。</p> <p>○ 各対策編に共通する事項については、風水害対策編を参照することとしております。</p>
12.	<p>県外で起きた災害でも県内に大きな影響を及ぼすことについては記述すべきである。当該県の地域防災計画と整合していることが望ましいが、合意できなかった場合でも長野県としての計画を記述すべきである。(後述)</p> <p>一方、本来は市町村の地域防災計画で記述すべきことでも当該市町村の能力を超えるような事故・災害については、県の地域防災計画に移管するか、支援内容を明確にすべきである。(例：大規模施設の防災計画)(列車関係は後述)</p>	<p>○ 例えば、南海トラフ地震のように県外で発生する災害においても被害想定を実施し、県内への影響について地域防災計画上に記載しております。</p> <p>○ 長野県地域防災計画では、災害時市町村の行政機能が損なわれた場合、県が市町村の防災対応を代行することに備え、市町村が実施する計画・対策についても記述することとしております。</p>
13.	<p>災害時には通常とは異なる体制や施行が必要だが、次の区分を理解しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時許される ・ 災害時のみ許される ・ 災害時も許されない <p>これによって柔軟な活動を行うと共に、人権侵害や環境破壊を防ぐことができる。</p>	<p>○ ご意見として頂戴し、災害時の体制等について、検討してまいります。</p>
14.	<p>避難に関しては自治体の中で完結させるのではなく、段階に応じて(他県を含む)隣接/周辺/遠方への避難を可能とし、県はその支援を行う。</p> <p>被災地以外でできる作業は外部に分散する。</p> <p>避難路や避難場所の選定については「生活道路や歩道の」除雪状況を考慮しなければならない。(注3)</p>	<p>○ 他県等への広域避難については、風水害対策編第2章第5節広域相互応援計画において、広域避難が実施された場合を想定し、平常時から体制整備を図ることとしております。</p>

<p>自宅などで避難生活を送る場合、車が無くても水、食料、必要品が受け取れる体制が必要である。</p> <p>運転中に地震が発生した場合の対処については一般道路のものしかないので高速道路について追加すべきである。</p> <p>(東京では積雪のために高速道路から徒歩で脱出する人も多かった。)</p> <p>(注3)</p> <p>立体横断施設は風雪・凍結、地震、浸水に対して危険なので廃止すべきである。</p> <p>横断地下道の入口に積雪があると視覚障害者が転落する可能性がある。</p> <p>立体横断施設にエレベーターを設置することは、地震時には次のようなことが起きるので(駅に併設されている場合などを除き)止めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数のエレベーターが停止し、管理部門も混乱しているので、状況が把握できない。 ・閉じ込められていても優先的に救助されるとは限らない。 ・道路の混乱などで係員の到着が大幅に遅れる。 <p>長時間閉じ込められると生命が危険になる人もいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所の指定については災害対策基本法第四十九条の四において、政令で定める基準に適合する施設又は場所を指定することとしております。 ○ 震災対策編第2章第32節「防災知識普及計画」において、地震が発生した場合の様々な条件の下で、防災上取るべき行動に関する知識を県民に対して普及啓発する旨記載しております。 ○ 水については、風水害対策編第2章第14節、食料については風水害対策編第2章第13節、生活必需品については、風水害対策編第15節において、災害時に物資が円滑に供給されるよう、対策をしております。
<p>15. 大地震では被害が少ない地域は優先度が下がる可能性があるため、非重要地域を担当する要員が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大地震発生時は、地域振興局において、災害対策本部の地方部を立ち上げることとなっており、各地方部が管轄する区域ごとに防災対応を実施いたします。
<p>16. 量が増えた場合に質的に変化する、限界を超えた場合には機能しなくなる、という点から全体を再点検する必要がある。</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送と救急病院の体制 ・防災無線の通信量 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害対策編第2章第3節に通信、放送施設について災害への耐性確保のため、通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図る旨記載してあります。
<p>17. 情報伝達と情報の信頼性について検討すると共に、その様な場合の訓練も必要である。</p> <p>不確かな情報への対処には状況判断が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性を高める ・複数の方策を同時に進める 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年防災の日に合わせて地震総合防災訓練を実施しており、その中でTV会議等を活用した情報伝達訓練を実施しております。

18.	<p>災害について市民が学ぶ場が必要である。 講師派遣、図書、ウェブサイト</p>	<p>○長野県政出前講座において、地域に県職員を派遣し、防災啓発活動を行っております。また、長野県ホームページ上にて防災に関する情報の発信を行っております。 http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/bosai/bosai/index.html</p>
19.	<p>災害時の通信 県の役割と市町村の役割は異なるが、現場の状態が把握できなければ対応できないので、全体としての通信体系を考えておかねばならない。 災害時には、防災センター（県や市町村）には要員はいても通信先は混乱していることが予想されるので、どの様にして迅速に必要な量の情報を伝達できるかを検討しなければならない。 通信の相手先が増えた場合に防災無線で対応できるかは疑問であり、他の方法を併用することを検討すべきである。 携帯電話の緊急メールは通信制限の影響を受けないが、その時点で電源が入っていなかったりエリア外だと受信できないので、時間が経過しても有効な情報は繰り返し送信すべきである。 県が独自で送信する緊急メールは受信できる条件があるが、その条件を満たさない場合でも受信できる簡略版も用意すべきである。</p>	<p>○風水害対策編第2章第3節情報の収集・連絡体制計画において、災害対策において情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することとしております。</p>
20.	<p>災害時の放送 全国の情報ではなく長野の放送が必要である。 「らじるらじる」は全国放送なので中波が入らない地域ではFMだけとなる。 ミニFM局がどこまで活動できるかは未知数である。 中継局が機能なくなった場合の対策を検討すべきである。 現時点では災害時の放送体制についての検討は進んでいない。 長野県をいくつかの地域に分けて地域毎に異なる内容を放送することも検討すべきである。</p>	<p>○風水害対策編第3章第12節避難受入及び情報提供活動において、災害の状況によって臨時災害放送局の開設を検討することとしております。 ○ラジオは、災害時の情報提供手段として、効力を発揮するものと考えておりますので、よりよい情報提供の仕方について、検討をまいります。</p>

<p>21.</p>	<p>地震時の電力供給</p> <p>地震の際の停電については被災地から遠くまで影響することがあるので、洪水時の対策とは別に検討しなければならない。</p> <p>特に南海トラフ地震に関しては電力供給について根本的な検討が必要である。</p> <p>東日本大震災では、東北電力は日本海側にも発電所があり、東京電力の火力発電所も被災を免れた所が多かった。大規模な揚水発電所も利用できた。つまり計画停電は全く不要だったのである。</p> <p>一方、中部電力の発電所は大半が太平洋側にあるので南海トラフ地震では大きな影響を受ける。周辺の電力会社も相当な影響を受けると考えるべきである。</p> <p>送電線の容量や周波数変換設備の能力も限られているので応援電力はあまり期待できない。</p> <p>更に、長野県に供給される幹線送電網は多重化されておらず、県内でも枝分かれしているだけである。</p> <p>このため地震直後に利用できる電力は極端に少なく、復旧に伴って増えて来るが、どの様に分配すべきかは全国的な電力網制御でも検討が進んでいない。</p> <p>https://www.chuden.co.jp/resource/corporate/com_setsubi_2016.pdf</p> <p>従って、長野県ではエネルギーの分散を進め、災害時には地域内で供給できるような送電網の構築を提案すべきである。</p> <p>停電に対して病院、水道、県庁や市町村役場、その他重要施設では自家発電を用意しているが、家庭の暖房（エアコン、電気を必要とするガスや石油のストーブ）も止まってしまうので、その対策が必要である。つまり、被災地ではなくても自宅から避難する必要が生じる。</p> <p>非電化区間の鉄道も、信号・遮断器系統の電池が無くなれば運休せざるを得ない。</p>	<p>○風水害対策編第2章第17節電気施設災害予防計画において、災害に強い電力供給システムを構築するものとしております。</p> <p>○災害対策基本法第三十九条において、指定公共機関はその業務に関し、防災業務計画を作成することとなっております。各所掌事務について、防災に関し取るべき措置については、そちらで規定するものとしております。</p>
<p>22.</p>	<p>地震に際しての松本駐屯地の陸上自衛隊の災害出動に関して十分検討する必要がある。</p>	<p>○風水害対策編第3章第6節自衛隊の災害派遣において、自衛隊の円滑な活動を確保するため、県等は派遣部隊と密接に連絡調</p>

	<p>松本市は地盤が弱いので、自衛隊基地が無事だったとしても周辺道路が使えない可能性がある。一般車両が止まっていれば市内や遠隔地に移動できない。</p>	<p>整を行うこととしておりますので、道路状況についても綿密に連絡をしております。</p>
<p>23.</p>	<p>新幹線の避難 在来線と異なり大半が高架やトンネルなので、鉄道敷地の外に出られる地点が限定される。 乗客が多いので、地域の救急や医療体制を遥に超えてしまう。 （軽井沢のスキーバス事故では救急車が不足したので群馬県の救急車が高速道路を利用して往復したが、新幹線事故の場合はその10倍以上になる可能性がある。） 自然災害によって地域が被災地になった場合には乗客には対応できない可能性がある。</p>	<p>○ 風水害対策編第3章第27節 鉄道施設応急活動において、旅客等の避難について、その指示、情報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておくものとしております。</p>
<p>24.</p>	<p>リニアの避難 過疎地なので新幹線とリニアの避難新幹線の問題点が更に重大になる上に次の点の問題になる。（注4） 外に出ることができるのは脱出口だけだが、多くは山中にあるので、そこまでの除雪に時間がかかったり土砂崩れなどで通行できなくなることがある。 磁場が切れなければ近付くこともできない。 なお、計画停電の最中でもリニア実験線は計画通り走行していたが、このような傲慢なことは決して許されない。 （注4） リニアへの対応の確認 JRの責任範囲 周辺自治体で対応できるか？ 単独事故 自然災害に伴う事故</p>	<p>○ 風水害対策編第3章第27節 鉄道施設応急活動において、旅客等の避難について、その指示、情報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておくものとしております。</p>